

町からのお知らせ



令和6年 第1回興部町議会定例会の開催について

令和6年第1回興部町議会定例会が、**3月5日（火曜日）10：00より開会されます。**
会期は15日（金曜日）まで、一般質問は11日（月曜日）10：00を予定しています。
傍聴される方は、当日、係員の指示に従って傍聴されますようお願いいたします。

なお、会期中の日程（休会等）につきましては、総務課総務係（TEL82-2131）までお問い合わせください。

令和6年 能登半島地震被災者への 避難支援住宅の提供について

興部町では、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震によって、北陸地方を中心とした地域で甚大な被害を受けていることを踏まえ、現に住宅に困窮している被災者世帯に公営住宅を提供することといたしました。申込・相談については興部町役場まちづくり推進課企画調整係までお問い合わせください。

【提供住宅】

泉町団地 3号棟 201号室 3LDK 栄町団地 C棟 106号室 2DK
新沙留団地 4号棟 201号室 2LDK

【入居対象者】

町民の親族および知友人で能登半島地震被災者（罹災証明書必要）
但し、上記の条件以外でも被災者で希望する方は、対象者といたします。

【入居期間】

原則1年を超えない期間（延長可）

【住宅使用料、水道および下水道使用料】

免除

【その他】

光熱費等は入居者負担
生活用品等の貸与については要相談 ※無償貸し出し（ストーブ・テレビ・冷蔵庫など）

■お問合せ まちづくり推進課 企画調整係 TEL82-2132

広域紋別病院精神科巡回診療について

- ・診療日時 **3月6日（水曜日）14：00～**
- ・場 所 きらり 診察室
- ・予約受付 月曜日～金曜日 9：00～17：00（診療日の前週金曜日までに予約）

■お問合せ・予約 広域紋別病院 TEL0158-28-6610

興部町社会福祉協議会「事務職員（正規職員）」を募集します

- 仕事内容 社会福祉に関する運營業務全般補助および一般事務
- 勤務時間 月曜日～金曜日（8：30～17：30） ※休憩1時間あり
- 休 日 土曜日・日曜日・年末年始（12月31日～1月4日）
- 賃 金 172,100円（高校卒）
179,600円（大学卒） ※経験年数加算あり
- 各種手当 ○期末手当（6月、12月、3月）○扶養手当
○住居手当 ○寒冷地手当 ○通勤手当（片道10km以上）
- 保 険 雇用・労災・厚生・健康
- 福利厚生 退職金制度あり
- 採用人数 2名
- 年齢要件 18歳以上40歳以下
- 応募資格 パソコン操作ができる方（ワード・エクセル等） 自動車免許（AT限定可）
- ◎申込期日 **3月7日（木曜日）**
- 採 用 日 4月1日予定
- 提出書類 履歴書（顔写真付き） 1通 運転免許書（写） 1通
- 選考方法 書類審査の上、面接により選考
- 選考日時 応募期間終了後、通知いたします

※上記募集内容に当てはまらない方でもご興味がありましたら、お気軽にご相談ください。

■お問合せ・申込 〒098-1603 紋別郡興部町字興部 138-1
福祉保健総合センター「きらり」内 興部町社会福祉協議会
TEL・FAX 82-3300（担当 小澤、大内）

ひまわり基金法律事務所無料法律相談（事前予約制）のお知らせ

紋別市に開設されております「ひまわり基金法律事務所」では、興部町において毎月1回の無料法律相談を実施しています。

もし身近に法律に関する問題がありましたら、この機会に相談してみたいはいかがでしょうか。是非お気軽にお申し込みください。

- ◎日 時 **3月5日（火曜日）10：00～12：00（一人30分程度を予定）**
- 場 所 福祉保健総合センター「きらり」
- 相談内容 法律相談全般
（例 多重債務・離婚・交通事故・相隣関係・借地借家・相続・刑事事件・犯罪被害者他）
- 事前予約 相談には『事前予約』が必要となります。（前日の17：00までに連絡）
予約状況によっては予約の受付ができない場合があります。
- 相談担当 紋別ひまわり基金法律事務所 弁護士 宮下 尚也

■電話予約 紋別ひまわり基金法律事務所 TEL0158-26-2277

令和5年分 所得申告の受付について

興部地区の申告会場は、中央公民館から「興部町役場1階 第一会議室」に変更となります。沙留地区は申告会場の変更はありません。(沙留公民館)

令和5年分の所得申告受付につきまして、次の要領により行いますので、期間内に申告を済ませますようお願い致します。

■申告が必要な方

○農業、営業、不動産（小作料、家賃等）などの収入のある方

※上記収入の申告につきまして、原則として、収支内訳書を作成の上で申告をお願いします。

○勤務先で年末調整した場合、所得税が精算されているため申告は不要ですが、次のような方は申告をしなければなりません。

- ①給与の年収が2,000万円を超える方
- ②給与を2ヵ所以上から受けていて、合算して年末調整していない方
- ③給与以外の所得の合計額が20万円を超える方

○公的年金を受給している方で次の要件に該当する場合は、申告が必要です。

- ①公的年金の収入（年金を2ヵ所以上から受取っている方は、その合計額）が400万円を超える方
- ②公的年金収入以外に20万円を超える所得のある方（20万円以下の所得がある場合は住民税の申告が必要となります。）

○国民健康保険に加入されている方

○後期高齢者医療制度の被保険者の方 など

※混雑緩和のため、営業所得、不動産所得（家賃収入や土地の貸付による収入など）、配当所得、譲渡所得（土地や建物、船舶、株式などの資産を譲渡した人）、山林所得（立木を伐採して得た収入または立木のままで譲渡したことにより得た収入）、退職所得のある方は、極力、紋別税務署またはe-taxで申告をお願いします。役場申告会場にて申告の際は、当日終わらない場合もございます。

■所得のない方も住民税の申告をしてください

所得の額は、国民健康保険税額の算定の基礎となります。申告しないと、所得のない方、少ない方に対する国民健康保険税の軽減措置が受けられない場合があります。また、国等の給付金支給に係る判断に用いられる場合もあります。

■公的年金を受給している方も住民税の申告をしてください

日本年金機構等に申告していない配偶者および扶養親族、社会保険料、医療費等の控除を申告することで翌年度の住民税が下がる場合があります。

■申告に必要なもの

- ①給与や年金の源泉徴収票原本
- ②「申告者のマイナンバーカード」または、「通知カード」および「運転免許証等」の本人確認書類
- ③生命保険・地震保険・国民年金などの各種証明書、医療費通知書（領収書）
- ④本人名義の金融機関口座番号 ⑤税務署から届いたハガキ

■医療費控除に必要なものおよび対象医療費

○対象は医療機関の診療等に係る医療費および一部居宅介護サービス費
（※詳細については国税庁のホームページをご確認ください。）

- ①令和5年中の領収印がある領収書
- ②医療費の明細書

（用紙は税務財政課の窓口または、国税庁のホームページよりダウンロードできます）

※領収書をまとめずお持ちになる方がいますが、役場での「振り分け作業」や「合計額の計算」に時間がかかり、待ち時間が長くなっている状況です。皆様の円滑な申告のため、役場で医療費控除の申告をされる方は、ご自身で集計し、できる限り医療費控除の明細書に記載しお持ちください。やむを得ず医療費通知書または、領収書をお持ちになる方は、次のように整理の上お持ちください。

【領収書の整理方法】

- ①領収書を個人ごとに分ける
- ②個人ごとに分けた領収をさらに病院・薬局ごとに分け、ホチキス等でまとめる

※ホチキスで留める際は左上に一カ所で留め、内容、金額が明確に確認できるようにしてください。

■住宅借入金等特別控除に必要なもの

- ①家屋・土地（ローンに敷地の借入も含まれる場合）の登記事項証明書（原本）
- ②工事請負契約書もしくは売買契約書の写し
- ③借入金の年末残高証明書
- ④補助金決定通知書など補助金等の額を証明する書類（補助金等の交付を受けた方のみ）

■寄付金控除に必要なもの

- ①寄付先の団体から交付された寄付金の受領書など（寄付金控除）

■税務署またはe-taxで申告される方は3月15日（金曜日）まで可能です。

※申告日程につきましては、町からのお知らせ2月1日号をご覧ください。

※12:00~13:00の間は昼休憩のため職員の対応はございません。基本的な対応として、職員の対応は午前中は3人、午後は2人となりますのでご承知おき願います。

※不明な点や詳しい内容についてのお問い合わせ

■紋別税務署 TEL0158-23-2191（代表）

■税務財政課 税務係 TEL82-2550（内線252・253）